府令・省令

○内閣府・国土交通省令第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

別表第一（第二条関係）

案内標識

［略］

警戒標識

［略］

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め	（305の2）	交通法第八条第一項の道路標識により、特定の最大積載量以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用自動車」という。）以外の普通自動車、専ら人を運搬する構造の準中型自動車（以下「準中型乗用自動車」という。）以外の準中型自動車及び専ら人を運搬する構造の中型自動車（以下「中型乗用自動車」という。）以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車（以下この項において「特定の最大積載量以上の貨物自動車等」という。）の通行を禁止すること。	特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端

指示標識

［略］

改正前

別表第一（第二条関係）

案内標識

［同上］

警戒標識

［同上］

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め	（305の2）	交通法第八条第一項の道路標識により、特定の最大積載量以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用自動車」という。）以外の普通自動車及び専ら人を運搬する構造の中型自動車（以下「中型乗用自動車」という。）以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車（以下この項において「特定の最大積載量以上の貨物自動車等」という。）の通行を禁止すること。	特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端

指示標識

［同上］